

○厚生労働省令第一号
農林水産省令第一号

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第四条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、
大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年十二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年 厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中（㊟）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用す
ることができる。